

民事訴訟における弁護士の役割 ～なぜ代理人が必要なのか～

2016年3月4日

牧野総合法律事務所弁護士法人
弁護士 森 悟 史

刑事訴訟においては、弁護人（弁護士）が出廷しなければ裁判手続きをすることができないケースがあります（必要的弁護事件・刑事訴訟法289条）。

一方、民事訴訟においては、代理人（弁護士）は必須ではありません。

そのため、代理人（弁護士）をつけず、本人自らが裁判所に出頭し、訴訟をされるケース（これを、「本人訴訟」と言います。）をたまに見かけます。

弁護士をつけない理由は、金銭的余裕が無いなど多々あるかと思えます。

もっとも、日々訴訟実務を行っている立場からすると、弁護士をつけていない場合、適切に主張・立証されていないと感じることが多いのです。

そこで、今回は、なぜ民事訴訟において代理人（弁護士）が必要なのかを見ていきます。

原告として訴訟を提起する場合、まず、訴状を作成し、裁判所に提出する必要があります。

訴状は、自分の主張の正当性を述べるものですが、好き勝手なことを書いて良いというものではありません。本人訴訟における訴状等を拝見していますと、それとなく自分の主張は述べているのですが、必要な事項が抜けているのが目立ちます。

訴状には書かなければならない事項があります。

また、自分の主張を正当化するために証拠を集め、それを裁判所に提出する必要があります。

例えば、売買契約を締結し、相手方に商品を引き渡したにもかかわらず、相手方が代金を支払ってくれない場合を考えてみましょう。

原告であるあなたは、訴状においてどのような主張をし、立証をしなければならぬでしょうか。

まず、自らの主張が認められるためには、法律上の根拠が必要です。

売買契約の場合、民法555条に規定があり、売主であるあなたは、売買契約により相手方に代金支払いを請求できることになっています。

このように法律上の根拠がなければ、裁判所に訴訟を起こしたとしても、裁判所はあなたの主張を認めてくれません。

したがって、まずは、膨大な法律の中から、法律上の根拠を探し出すことが必要となります。

法律上の根拠が見つかったとして、次に、訴状には、具体的に何を書けば良いのでしょうか。

まず、相手方との間で契約を締結したとの主張は必要でしょう。

では、相手方に商品を引き渡したこと、相手方が代金を支払ってくれないことを主張する必要はあるのでしょうか。

結論だけ述べますと、訴状において、相手方に商品を引き渡したこと、相手方が代金を支払ってくれないことを主張する必要はありません（逆に、書いてしまっても問題はありません。）。

一方において、被告は、また商品が引き渡されていないことなどを主張することになります。

以上のことを、要件事実と言います。

売買契約の要件事実は簡単ですが、難しい要件事実もあります。

本人訴訟において、この要件事実をすべて満たした書面を書くことは難しく、実際、要件事実が欠落している書面が少なくありません。

要件事実が欠落している場合、原告側として必要な主張をしていないとして、請求棄却（敗訴）となってしまいます。

また、裁判においては、主張しただけでは足りません。自らの主張を基礎付ける証拠を提出する必要があります。これを立証と言います。

例えば、先ほどの売買契約を例にとると、売買契約の締結については原告が立証する必要があります。

では、その際に、原告はどのような証拠を提出する必要があるのでしょうか。

一番重要なのは、間違いなく売買契約書でしょう。

売買契約は簡単な方ですが、訴訟において必要な証拠は、訴訟の内容により異なります。したがって、どのような証拠が立証に必要なのかについても検討しなければなりません。

この検討・判断は簡単なものではありません。

もっとも、売買契約書を取り交わしていないケースもあるでしょう。

それでは、売買契約書を取り交わしていない場合は、どうすればいいのでしょうか。

例えば、1億円の不動産の売買契約ですと、通常、契約書が存在するでしょう。一方、1回数万円程度の取引を何年も継続的に行っているような場合は、相手方との信用で取引を行っており、契約書などないかもしれません。それでも、納品書、請求書などがあれば、これらも有効な証拠となります。

よく、誰々にこの話をしていたとか、誰々が立ち会っていたということを話す方がいます（これらを証言すれば、人証という証拠となります。）。

しかしながら、その人が、全く利害関係の無い第三者であればよいのですが、同じ会社の社員であったような場合や親族であった場合は、証拠の信用性が低く、有効な証拠となりえないことがあります。

民事訴訟において重要な証拠は、人証よりも物証（特に書面）なのです。

では、これらの証拠も一切無い場合はどうでしょうか。

そのような場合は、その他あらゆる事実から、売買契約締結が推認できないか検討することになります。

これこそまさにケースバイケースです。

例えば、これまで相手方と取引してきたという事実から、今回も取引（売買）をしたのではと推認することもできますし、この商品の価格が高いという事実から、営業用として配ったり、贈与したりするものではなく、売買の対象物であるのではと推認することもできるでしょう。

このように、簡単に言えば、ある事実から、ある事実（売買契約締結という事実）の存否を認定することを事実認定と言います。

実際、裁判において一番問題となるのはこの事実認定で、弁護士になるには、この事実認定を理解していることが必要なのです。

以上から、訴訟において裁判官に自らの主張を認めてもらうためには、

適切な法律上の根拠を見つけ出し、
すべての要件事実を満たした主張をし、
有効な証拠を提出し、
的確に事実認定を行う、
ことが必要なのです。

そして、これらすべてを適切に行うには、相当の知識と経験が必要となります。弁護士作成の訴状等においても、これらの点が不十分であると思われるものがあります。

それくらい、訴訟は専門的で、本人自らが行うのは難しい場合があるのです。

また、民事訴訟手続きそのものにも、当然、ルールがあります。

以前、こんなことがありました。

本人訴訟をしている原告が、本人（被告）尋問期日において、被告（弁護士が代理人としてついている。）に質問しているときです。

被告が、原告からの質問に対する回答をしたとき、原告は、おもむろにある書面を被告の面前に出しました。

しかしその書面は、それまで裁判所に提出されていないものでした。

テレビドラマなどではよく見かけるシーンです。決定的な証拠を突然、相手に突きつけ、相手の主張の矛盾を突いて、相手の嘘を暴く。原告は、

このようなシナリオを描いていたのかもしれませんが。

しかしながら、現在の民事訴訟において、今まで提出していなかった証拠をいきなり突きつけることは、相手に対する不意打ちとなり、原則として認められていません（民事訴訟規則116条2項）。尋問の前に、予め証拠を提出しておき、相手に反論の準備をさせる必要があるのです。

当然、裁判官も、この原告の書面使用を認めませんでした。

原告の立証戦略は崩れたのです。

これは、本人訴訟を行っていた原告が、民事訴訟手続きを理解していなかったことから起こったものです。

以上のように、訴訟をするには、手続きを含め、多くの専門的知識・能力が必要となることがお分かり頂けたかと思います。

これらをすべて本人自らで行おうとするのは大変です。

そのために、専門家（弁護士）がいるのです。

ただし、弁護士も千差万別です。弁護士の中には、あまり訴訟をしたことのない者もいます。弁護士業務イコール訴訟と考えている方もいらっしゃるかと思いますが、弁護士の業務は訴訟だけではありません。訴訟以外の分野でも法律に関係するものであれば、弁護士の業務となり得ます。そのため、訴訟実務に精通していない弁護士もいるのです。

そこで、訴訟を考えている方は、自分で訴訟をすることができるのか、弁護士に頼む場合には、誰に頼むべきなのかを慎重に判断しなければならぬのです。